

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 非対面取引における本人確認のための措置関係（第15条関係）

(1) 非対面取引における新たな本人確認措置について

非対面取引における新たな本人確認措置の方法を導入することに関しては、

- インターネットを経由して写真付き身分証明書等の画像の送信を受けることは、情報漏えいや偽造などのリスクが大きく、適切ではない。

といった御意見がありました。

今回の改正は、昨年開催された「古物営業の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の報告書において「古物商によるインターネット等を利用した非対面取引における本人確認方法については、現行の方法に加えて、古物競りあわせん業者等とのイコールフットィングの観点から、その実態を踏まえつつ、新たな方法を検討していくべきである。」との提言がなされるなどしたことを受けて改正するものです。

古物商が取り扱う個人情報については、個人情報に関する法令に従って適切に保護されるものと承知しています。また、古物商には、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第19条により、情報セキュリティに関して国家公安委員会が定める基準を確保する努力義務が課されていることから、引き続き、この基準に従って対策を講じていただくことが求められます。

偽造のリスクについても、身分証明書等の撮影後すぐに画像を送信できるソフトウェアを古物商が提供することや、身分証明書等の厚みその他の特徴を確認できる画像の送信を受けることによって、送信を受ける情報の真正性を確保することが十分に可能であると考えています。

(2) 要件の整備について

非対面取引における新たな本人確認措置の方法に関する要件の整備に関しては、

- インターネット経由で相手方の容貌の画像情報や写真付き本人確認書類の情報の送信を受ける方法による本人確認の仕組みの要件等を具体的に規定すべきである。

といった御意見がありました。

古物商が提供するソフトウェアそのものの仕様や送信を受ける方法に係る要件を具体的に示す予定はありませんが、本人確認用画像情報の送信等の規定に係る具体的解釈及び運用については、規則の施行までに定める予定です。

なお、上記の具体的解釈及び運用においては、例えば、古物商等には、取引の相手方によるなりすまし等の防止が求められることから、画像が加工されないことを確実に担保するため、古物商が提供するソフトウェアは、画像の加工機能がないものでなければならないことなどを定めることを予定しています。

(3) その他

本人確認のための措置に関するその他の御意見として、

- 規則案第15条について、相手方の確認のために身分証明書の提示を受けることとなっているが、住所の記載がない「身分証明書」もあるので、「身分証明書」ではなく「本人確認書類」と表記した方がよいのではないかと。
- 配達受領書のない「特定記録郵便」による送付方法でも相手方の本人確認方法として認められるのかどうか明らかにしておいた方がよいのではないかと。

といった御意見がありました。

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第15条第1項は、古物商が取引の相手方の真偽を確認する方法の一つとして、相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認することを定めており、身分証明書だけでは相手方の住所を確認できない場合には、古物商は、それ以外の資料により相手方の住所を確認する必要があります。そのため、住所の記載がない「身分証明書」を相手方の身分確認のための資料の一つとして利用することは差し支えありません。

また、古物営業法施行規則の一部を改正する規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）第15条第3項第4号では、取引の相手方に対して、配達記録郵便物等（引受け及び配達記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書郵便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物）で送付することを規定していますが、これは、受取人に配達する際、その配達証に受取人の受領証印を受けることなどによって、相手方と住民票の写し等に記載された者との結び付きを疎明するために規定されているものです。したがって、「特定記録郵便」については、配達証として受取人の受領印等を受けないものであることから、取引の相手方の確認方法としては認めないこととしています。

2 帳簿の様式の備考欄の改正関係（別記様式第15号及び第16号関係）

古物商等が古物の取引時に記載しなければならない帳簿の様式（別記様式第15

号及び第16号)の備考欄に自動車の特徴の記載例を加えることに関しては、

- 自動車検査証返納状態での取引が望ましいことから、自動車検査証記載事項を記載例とすることは適切ではない。他方、自動車の種別等は自動車検査証のQRコードから読み取ることができず、取引の簡素化の妨げとなる。
- 自動車検査証記載の所有者等が自動車の売主とは異なる場合も考えられるため、個人情報保護法との関係に鑑み、記載例から省くべきである。また、列記された事項全てを記載しなければならないと解釈されれば、古物商等にとって負担になるおそれがある。

といった御意見がありました。

法第16条及び第17条の規定により古物商等に課せられる帳簿記載義務は、法第15条の規定による確認の結果を記録し、古物取引の公正を期するとともに、古物取引の内容を明らかにし、盗品等の混入の防止及び窃盗等の犯罪の被害の速やかな回復を図る趣旨から定められたものです。

そこで、古物商等による帳簿記載義務のより適切な履行を推進することを目的として、現在の古物取引の市場において自動車为中心的な商品となっている現状や、自動車盗の認知件数は平成29年においても1万件を超えている犯罪情勢を踏まえ、今回の改正により、帳簿の様式の備考欄に自動車に関する記載例として自動車検査証に記載された自動車登録番号等を挙げることにしました。

なお、古物として自動車を取引する際の自動車検査証の確認は、実際の取引において既に広く行われているものと承知しており、また、自動車検査証記載の所有者等に係る個人情報の取扱いに関しては、これまでどおり、古物商等において個人情報に関する法令を遵守していただくものと承知しています。

他方で、改正案として示していた記載例のとおり記載することは古物商等にとって負担になるおそれがあるとの御意見を踏まえ、記載例として示す項目を、古物の特定に支障がない範囲で限定することとしました。

3 その他

(1) 仮設店舗での営業について

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）による改正後の法（以下「新法」という。）に定められた仮設店舗での営業について、

- 古物商の許可に関する情報を仮設店舗の利用者が見やすい場所に掲示する義務を古物商に課すべきであり、仮設店舗において盗品等を売却する者が現れた際に適切に対応できるよう、仮設店舗での営業の申請時に、警察から古物商に対して警察の通報連絡先を伝えるようにすべきである。

といった御意見がありました。

新法第12条第1項の規定により、古物商は、営業所又は仮設店舗ごとに、公衆の見やすい場所に、許可証番号、取り扱う古物の区分及び古物商の氏名若しくは名称が記載された標識を掲示しなければなりません。利用者は、この標識を確認することにより、古物商が許可を得たものであるか確認することが可能となっています。

なお、もし、盗品等の売却が疑われる場合には、110番通報や最寄りの警察署等への通報をしていただくことが考えられます。

(2) 欠格事由について

新法に定められた欠格事由について、

- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者とは、どのような者を指し、どのような調査によって認定されることになるのか。
- 既に改正前の古物営業法の規定による許可を受けている古物商等が、改正法の施行前に、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に主たる営業所等の名称及び所在地を届け出る際には、改めて欠格事由該当性について調査するのか。
- 既に許可を受けた者について、欠格事由に該当する事実が生じた場合に、各公安委員会がそれを把握して、法第6条の規定による許可の取消しを行うように規定すべきである。

といった御意見や御質問がありました。

新法第4条第3号の規定は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るといふ法目的を踏まえ、古物商等に課される各種義務の適切な履行が期待できない者が古物営業を営むことがないよう、暴力団員だけでなく、暴力団員と同視できる強いぐ犯性を有する者についても古物営業から排除できるような規定になっています。この欠格事由への該当性は、犯罪的組織の構成員であること、新規則第1条各号に掲げている暴力的不法行為等を過去に行ったことがあることなどを考慮して判断することになると考えています。

また、改正法の施行後において、同法により新たに追加される欠格事由に該当していることは許可の取消し事由となります。この点、各公安委員会は、欠格事由に関する情報を共有するよう努めており、既に許可を受けた者について、欠格事由に該当する事実が判明した場合には、その情報についても適切に共有し、許可の取消しに係る事務を適切に行ってまいります。

(3) その他

今回の改正の内容に対する直接の御意見ではありませんが、その他の御意見として、

- フリーマーケットアプリの運営事業者に対する登録制を導入すべきである。
- 古物営業の許可申請の簡素化（電子化）を望む。
- 特殊詐欺に悪用されている電子マネーを法の規制対象とすべきである。

といった御意見がありました。

フリーマーケットアプリ等に対する規制について、有識者会議の報告書においては、フリーマーケットアプリ等の運営事業者及び業界において自主的な取組を強化しつつあることなどから、まずは自主規制の状況を見守ることとし、自主規制のままでは盗品売買の防止等に関して十分な抑止効果が認められない場合に、法規制を検討していくべきこととされており、今回の法の改正は、これを踏まえたものです。

古物営業の許可申請の電子化については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）に基づき、許可申請を受ける各公安委員会において定めることとしております。

電子マネーについては、法第2条第1項に規定する「物品」に当たらないことから、同項に定義される古物には該当しないため、法の規制対象ではありませんが、電子マネーを悪用した特殊詐欺については、近年、増加傾向にあることから、引き続き取締りを徹底するとともに、コンビニエンスストアと連携した購入者への声掛け等の注意喚起、犯行手口の広報啓発対策等による被害防止対策を推進してまいります。